

# 東京都脳卒中医療連携 救急搬送患者調査票 Q & A

**Q.1 今回の調査は「脳卒中疑い」で搬送された症例だけが対象  
ですか？**

[A. 1]

脳卒中以外も含めた救急搬送の全症例が対象となります。

本調査は脳卒中救急搬送を主眼に置いたものですが、救急隊が脳卒中ではないと判断して搬送した事案でも、病院において脳卒中として確定診断された事案を把握するために、全症例を対象としています。

また、「脳卒中」以外の確定診断を行なった場合でも、調査票の医療機関記入欄のA～Dまでの項目を記入して、都事務局あてに提出いただく必要があります。

**Q.2 いつからいつまでの症例が調査の対象となりますか？**

[A. 2]

2月22日午前8時30分から3月1日午前8時30分までの救急隊が覚知した事案が調査対象となります。したがって、3月1日午前8時30分以降に医療機関到着した事案についても、調査対象となることがあります。

また、入院の場合、1週間後の転帰状況を記入していただきます。例えば3月1日午前8時30分までに救急隊が覚知した事案は3月8日現在の転帰状況を記入していただきます。

**Q.3 確定診断の欄はどのタイミングで記入すれば良いですか？**

[A. 3]

初診時の診断ではなく、傷病名が確定した段階で記入してください。

**Q.4 発症日時が分からない場合の記入はどうしたら良いですか？**

[A. 4]

問診等で把握された情報を記入してください。全く分からない場合は空白にするのではなく、「不明」と記入してください。

**Q.5 入院の場合、1週間後の転帰を記入することになっているが、1週間たたないうちに転院、退院した場合の記入はどうすれば良いですか？**

[A. 5]

転院、退院した時点での転帰を記入してください。追跡して調べる必要はありません。

**Q.6 救急隊が調査票を渡さないことはありますか？**

[A. 6]

原則、救急隊が調査票を持参することになります。ただし、脳卒中以外の転送である場合は、調査の対象外となりますので、この場合は調査票を渡されません。

※脳卒中以外の転送とは？

⇒前の医療機関で脳卒中以外として診断した後、転送した事案を指します。

**Q.7 調査票はどこに、いつまでに、どのようにして提出すれば良いですか？**

[A. 7]

◇提出先

東京都福祉保健局医療政策部医療政策課地域医療対策係

※東京消防庁救急部ではないので、御注意ください。

◇提出期限

平成22年3月10日（水曜日）必着

◇提出方法（郵送）

後日、提出用封筒をお送りいたしますので、調査終了後、調査票の1枚目を全件まとめて提出してください。

なお、2枚目については、各医療機関でまとめて保管してください。